

2022年7月8日作成

文責;玉屋登 M②

神戸大学 KTC 機械クラブ会則

- 第一条(名称) 本会は神戸大学 KTC 機械クラブと称する。
- 第二条(目的) 本会は会員と母校との連絡、会員相互の親睦をはかり、技術者の人格向上に寄与することを目的とする。
- 第三条(構成) 本会は次の会員で組織する。
- (1) 旧神戸高等工業学校および旧神戸工業専門学校の機械科の卒業生、機械技術員養成科修了生および精密機械科の卒業生ならびにこれに準ずるもの。
 - (2) 神戸大学工学部機械工学科ならびにこれに準ずるもの。
 - (3) 神戸大学大学院工学研究科機械工学専攻の修了者
- 第四条(運営) 本会の運営のため、名誉会長(終身)、会長および副会長(二名)を置く。任期は二年とし、重任はさまたげない。このほか大学特別会員をおき、機械工学教室の現職教官がこれにあたり、この中より特別会員長一名を選ぶ。機械工学教室内に事務局を置く。会長は名誉会長の推薦によって決める。副会長は会長が指名する。
- 第五条(会合) 本会の目的を達成するため、年一回の総会および数回の会合を催す。
- 第六条(事業) 本会は次の事業を行う。
- (1) 機関誌の発行(年一回) 会員名簿の発行(四年に一回)
- 第七条(会計) 本会の運営は会員またはその所属する企業団体の寄附金および KTC 本部からの配分金及び会員一般より特別徴収金でまかなう。この経理は副会長が監査するものとする。
- 第八条(支部) 本会は必要と認めた地方に支部を設けることがある。
- 第九条(会則の改正) 会則の改正は総会の承認を必要とする。
- (附則) 本会則は昭和四十五年一月二十五日より施行する。

出典;神戸大学工学部 50 年史 機械クラブ小史

昭和 45 年 1 月 24 日(土)午後 1 時より大阪・中央電気クラブにおいて総会開催、議案の中心であった会則は以下の通り。通信回答も含めて賛成 457、反対 5、不明 25 で原案が採択された。